

2015年度 紛争・訴訟1委員会 成果報告

『中国知財訴訟重要判例に関する調査研究』



2016年3月10日

中国IPG 紛争・訴訟1委員会
川上仙智(兄弟(中国)商業有限公司)

0. 委員会メンバー

企業名 (途中入会・途中退会含む)
IP FORWARD法律特許事務所
爱普生(中国)有限公司
オムロン(中国)有限公司上海分公司
鐘化企業管理(上海)有限公司
共栄法律事務所
黒田法律事務所 上海代表処
啓源国際特許商標事務所
コニカミノルタ(中国)投資有限公司
セブンシーズIPコンサルティング上海
ソニー(中国)有限公司
尼康映像儀器銷售(中国)有限公司
日産(中国)投資有限公司
パイオニア株式会社
パナソニックチャイナエコソリューションズ社
松下電器研究開発(蘇州)有限公司
日立(中国)有限公司
富士ゼロックス(中国)
富士通(中国)有限公司
兄弟(中国)商業有限公司
本田技研工業(中国)投資有限公司
三菱麗陽(上海)管理有限公司
森・濱田松本法律事務所
矢崎(中国)投資有限公司
株式会社安川電機
理光(中国)投資有限公司

23社／25名
(2016年3月10日時点)

1. 現状認識と課題

- ・知的財産に関わる訴訟戦略を立てるために、裁判所の判断基準および当該基準に基づく判断結果を把握することは非常に有用である。
- ・しかしながら、毎年多数の訴訟判決が出されており、裁判所の最新の判断基準の傾向を把握するのは容易なことではない。
- ・上記の現状認識と課題に基づき、2014年度のIPGWGの活動として知財判例研究を実施したが、研究した判例数が10件前後にとどまり、裁判所の判断基準の傾向を把握するには不十分であるという意見があった。

2. 調査目的

- ・直近で公表された知的財産に関わる**重要判例**を**できる限り多く**研究し、現時点における裁判所の判断基準の傾向等を把握し、今後の知的財産に関わる訴訟戦略立案の参考とする。

3. 調査研究方法

【重要判例をできる限り多く】

2015年度に最高人民法院から公表された以下の重要判例の中から、判決文が公開されているものをできる限り多く研究する。

	判例一覧名称	判例件数等
1	2014年10大知的財産案件	10件
2	2014年10大革新的知的財産案件	10件
3	2014年50の典型的知的財産案件	50件
4	2014年知的財産案件年度報告摘要	50件(重要論点数)
5	14件の典型的な知財案件	14件

・判決文が公開されているものの中から、メンバー各自が、一人2件を選択して研究し、毎月の会合で発表し、メンバー間で議論する形式とする。

4. 研究に基づく成果

研究済み判例数： 51件

※件数ベースで昨年度の約5倍

	判例一覧名称	研究判例数
1	2014年10大知的財産案件	9件(全10件中)
2	2014年10大革新的知的財産案件	5件(全10件中)
3	2014年50の典型的知的財産案件	22件(全50件中)
4	2014年知的財産案件年度報告摘要	10件
5	14件の典型的な知財案件	5件(全14件中)



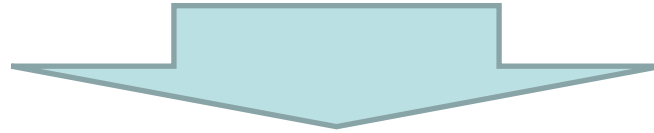
分野	研究判例数
発明特許権(報奨案件含む)	11件
実用新案特許権	3件
意匠特許権	6件
集積回路	1件
商標権	15件
著作権	8件
不正競争	5件
独占禁止法	2件

各分野
をカバー

【最終成果】
研究済み判例一覧表
(末尾添付)

※複数該当する場合は、いずれか一つとしてカウント

- ・詳細は末尾添付の研究済み判例一覧の「判決の要旨等」欄を参照。



- ・個別事案に基づくものであるが、各類型（発明特許権、実用新案特許権、意匠特許権、商標権、著作権、不正競争防止法等）における各論点に対する判断が確認でき、訴訟戦略上の参考となるものとする。

6. 積み残された課題

・今年度は判例の数量を重視したが、研究した判例の中には、必ずしもメンバー企業にとって研究すべき重要論点を含むものではなかった場合もあったように思われる。

・最新の判例を広くカバーするとともに、メンバー企業にとっての重要論点への深掘りもカバーできるようにすることも検討する必要があると思われる。



2016年度では今年度の紛争・訴訟Fと統合する予定であり、上記課題への解決を図っていきたい。

研究済み判例一覧

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
10大知的財産案件 No.1	不正競争	北京奇虎科技有限公司らvs Tencent 科技(深セン)有限公司らの不正競争紛争上訴案件	最高人民法院(2013)民三終字第5号民事判決書	小野寺良文 (森・濱田松本法律事務所)	<p>①不当競争に該当するか否かの判断基準は、かかる行為が信義則と公認の商業モラルに違反しているか、そして他人の合法的権益を侵害しているか。</p> <p>②宣伝されることが真実であっても、偏った方法で宣伝することにより人の誤認を招致したら、商業上の信用を侵害することにもなる。虚偽の事実をねつ造・散布する行為の有無を判断する要件は、宣伝の内容が客観的事実に合致しているか、偏った方法で事実を宣伝し誤解を招致しているかである。</p> <p>③商業活動の中で、他人を評価することが禁じられるわけではない。ただし、評価には、正当な目的があり、客観的で正しくなければならず、商業上の信用毀損や公衆を誤解させてはいけない。競争目的の評価は特に注意義務を果たさなければならない。</p>
10大知的財産案件 NO.2	独占禁止法	北京奇虎科技有限公司らvs Tencent 科技(深セン)有限公司ら支配的市場地位濫用紛争上訴案件	最高人民法院(2013)民三終字第4号民事判決書	小野寺良文 (森・濱田松本法律事務所)	<p>①関連市場を明確にしなくても、競争を排除又は妨害する直接的証拠により被告者の市場における地位及び独占行為がもたらす影響を評価することができるので、市場における支配的地位を濫用するケースにおいて必ずしも明確に関連市場の範囲を画定しなければならないのではないと明言し、</p> <p>②高い市場シェアは必ず市場における支配的地位を有することを意味するわけではない、市場における支配的地位の有無を判断するとき、取引条件の支配程度、消費者の被告者への依存度、被告者の技術力や財力、市場参入の難易度、競争の態様、被告者の行為による競争への影響などを考慮にいれて総合判断しなければならないと示した。</p>

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
10大知的財産案件 No.3	商標権	南京宝慶銀樓装身具有限公司らvs南京宝慶銀樓連鎖有限公司らのフランチャイズ契約紛争、商標権侵害紛争上訴案件	江蘇省高級人民法院(2012)蘇知民終字第0154号	安江義成 (黒田法律事務所 上海代表処)	<p>契約には違反しているが、即時解除できるまでの違法性はない。 主要な争点は、連鎖会社が未承認で加盟店を増やしたこと:</p> <p>① 対象店舗は、連鎖会社が自由に開設できる直営店ではなく、承認が必要な加盟店であること。 ② 契約違反だとしても、違約行為の性質及び影響度を審査しなければならない。 →承認を得ずに勝手に玉橋店等の店舗を開設するという連鎖会社の違約行為は、数量からすると、その開設した加盟店全体の一部を占めるにすぎず、かつどの店舗の規模も大きくなく、連鎖会社はこれらの店舗の開設前にも宝慶首飾公司、宝慶総公司に申請を提出しており、ただ承認を得ていないだけである。連鎖会社が承認を得ずにこれらの店舗を開設した行為は宝慶首飾公司、宝慶総公司の競争上の利益に一定の影響を及ぼしているが、本件においては、<u>連鎖公司によるこれらの店舗の開設行為により「宝慶」ブランドの評判が著しく損なわれたことを明らかに示す証拠はまだない。</u></p>
10大知的財産案件 No.4	不正競争	北京趣拿情報技術有限公司vs広州市去哪情報技術有限公司の不正競争をめぐる紛争に関する上訴案件	広東省高級人民法院(2013)粵高法民三終字第565号民事判決書	佐々木達彦 (三菱麗陽(上海)管理有限公司)	<p>広州去哪社のドメイン名『quna.com』、『123quna.com』、『mquna.com』の使用は、合法か否か ・高級人民法院は、《最高人民法院によるコンピューターネットワークドメインネームに関連する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題についての解釈》第四条の規定の(1)~(4)の条件のうち、(3)を満たさないと認定した上で、<u>二つのドメイン名に使用プロセスで混同を生じないように表記を改めるように判決した。</u></p>

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
10大知的財産案件 No.5	集積回路	鉅泉光電科技(上海)股份有限公司vs上海雅創電子部品有限公司らの集積回路の回路配置の専有権侵害をめぐる紛争に関する上訴案件	上海市高級人民法院(2014)滬高民三(知)終字第12号民事判決書	永塚広明 (理光(中国)投資有限公司)	<p>【概要】 集積回路の回路配置ATT7021AUの設計を完了し、回路配置登記証書を取得した鉅泉光電科技(上海)股份有限公司は、深圳市銳能微科技有限公司が許諾を受けずに回路配置を複製し、集積回路チップRN8209、RN8209Gを製造し、上海雅創電子部品有限公司がチップを販売していることを発見した。鉅泉公司は、二被告の侵害責任の負担を命じる判決を請求した。被告は、RN8209等は銳能微公司が独自に開発し登記証書を取得したこと、被告の回路配置が鉅泉回路配置と異なっていること、鉅泉回路配置が独創性のない周知設計であると主張し、鉅泉公司の訴訟請求の却下を請求。上海市第一中級人民法院は第一審で、鉅泉公司の侵害差止、損害賠償金及び合理的な費用として合計320万円を支払う旨の判決を下した。</p> <p>【判断】 1審で被告は、集積回路の回路配置に関する権利侵害の判断基準に、類似度の概念を導入すべきであり、集積回路の回路配置に、それ自体の独創的な設計がない前提では、他者の回路配置をフルに剽窃したもの、或いは他者の回路配置と実質的に類似するものに限って、他者の集積回路の回路配置の専有権侵害にあたりと主張した。 2審では、「集積回路の回路配置保護条例」の規定により、権利者の許諾を得ずに、保護を受ける回路配置における独創性を有する如何なる部分も複製すると権利侵害にあたりと判断された。</p> <p>【結論】 上訴棄却、原判決維持。</p>

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
10大知的財産案件 No.7	商標権	蘇州稻香村食品工業有限公司vs国家工商行政管理総局商標評審委員会、北京稻香村食品有限責任会社の商標登録異議申立て審判行政紛争に関する上訴案件	北京市高級人民法院(2014)高行終字第1103号行政判決書	永塚広明 (理光(中国)投資有限公司)	別々の企業において長期間、商標が使用され市場での住み分けがなされており、1社がもう1社の商標に類似する商標を出願した場合、商標法28条の適用については、商標構成と商品の類似を持って判断するだけでなく、使用実態、知名度、使用歴史、公衆の認識状態、使用者の主観状態などを考慮して総合的に判定しなければならない。
10大知的財産案件 No.8	商標権	上海避風塘美食有限公司vs国家工商行政管理総局商標評審委員会、上海磐石意舟餐飲管理有限公司の商標争議行政紛争提審案件	最高人民法院(2013)行提字第8号行政判決書	周婷 (IP FORWARD法律特許事務所)	商標に一般名称等顕著性のない部分を含んだとしても、顕著性のある図案や文字等の部分に突出した識別効果がある場合、商標全体は顕著性があると認定できる。

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
10大知的財産案件 No.9	発明特許権	北京亜東生物製薬有限公司vs国家知識産権局専利復審委員会の専利行政紛争再審申立案件	最高人民法院(2013)知行字第77号行政裁定书	藤本雅則 (鐘化企業管理(上海)有限公司)	<p>【事件の概要】 本事件は、専利権者と専利復審委員会とで進歩性が争われた事案である。審判段階および二審では、進歩性なしと判断されたが、一審では、特定の薬物錠剤において錠型を変更する時に教示又は示唆がなく、突出した実質的特徴があり、また総有効率の差をもとに顕著な進歩があり、進歩性ありと判断した。</p> <p>【再審の判断】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求項に記載されなかった技術的特徴は、区別される技術的特徴ではない。 →請求項には製造方法が記載されており、活性成分は記載されていない。 ・進歩性判断のための技術課題は、明細書を読んだ上で確定すべきである。 →明細書には、技術課題が活性成分の比率の変更であるとの記載がない。 ・明細書に記載されなかった技術貢献は、専利権取得判断の基礎にならない。 →明細書には、活性成分の増加により治療効果が向上するとの記載がない。 ・従来技術に明確な示唆が存在する場合、技術効果の予見可能性が高い。 →従来技術に製造方法の示唆があり、必然的にもたらされる効果である。 <p>【結論】 突出した実質的特徴と顕著な進歩を備えておらず、進歩性がない。</p>

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
10大知的財産案件 No.10	著作権	周志全ら7名による著作権侵害罪案件	北京市第一中級人民法院(2014)一中刑終字第2516号刑事裁定書	佐々木達彦 (三菱麗陽(上海)管理有限公司)	<p>・会員のIDが重複している状況で、会員人数で量刑を定めることは不当か？</p> <p>⇒ ≪最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見≫から、会員人数で罪の量刑を定める際には、登録会員などの種類で区分してはならない。とした。</p>
10大革新的知的財産案件 No.1	意匠特許権	国家知識産権局専利復審委員会vs白象食品股份有限公司、陳朝暉の意匠専利権無効行政紛争再審申請案件	最高人民法院(2014)知行字第4号行政裁定書	易強 (本田技研工業(中国)投資有限公司)	<p>判示</p> <p>商標出願権は旧専利法による合法的先行権利ではないが、商標出願権の性質、作用と先行権利保護原則によって、商標出願日は専利出願日より早く、且つ専利無効宣告請求を提起する時、商標が既に登録し有効であるなら、先に出願した登録商標専用権は後に出願した外観設計専利権を対抗できるし、外観専利権と衝突するか否かへの判断要素でもある。</p> <p>①商標出願権は期待権として法律に保護されるべき</p> <p>②権利衝突判断の要素</p> <p>③先行保護</p> <p>⇒ 却下</p>

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
10大革新的知的財産案件 No.3	実用新案特許権	孫俊義vs鄭寧の実用新案専利権侵害紛争再審申請案件	最高人民法院(2014)民申字第1036号民事裁定书	高岳 (爱普生(中国)有限公司)	<p>「主観的に認知」に関する基準 方針:関係情報を纏めた上、総合的に判断する。</p> <p>1. 販売者が特許侵害品を販売する前に既に特許製品を販売していた。</p> <p>2. 販売者が仕入れた特許権利侵害製品の仕入値段は特許製品の市場価格に比べ、不合理に安い。 ⇒ 上記1, 2の一つの要件が成立すれば認定できる</p> <p>3. 販売者に対して警告書を送付。 但し、警告書は以下の要件を満たすこと。</p> <p>a) 特許権利情報 (特許番号、特許名称、特許証書のコピーなど)</p> <p>b) 侵害比較に関する基礎情報</p> <p>c) (警告者の)担当者情報 ⇒ 販売者が警告書を受け取った前提で、左記の要件が全部成立なら、推定できる。</p>
10大革新的知的財産案件 No.5	発明特許権	懷化正好製薬有限公司vs湖南方盛製薬股份有限公司の専利権非侵害確認紛争上訴案件	湖南省高级人民法院(2014)湘高法民三終字第51号民事判決書	安江義成 (黒田法律事務所上海代表処)	<p>争点① 直接警告書を送付していなかったとしても、方盛製薬会社の薬品登録に対して、正好製薬会社がSFDAに対して異議を提起している以上、既に争議の事実が形成されており、「利害関係人」として訴権行使の催促、非侵害確認訴訟の提起ができる。</p> <p>争点② (1) 請求項1が独立請求項。2~10は従属請求項。 (2) 請求項1の範囲でないの、そもそも侵害を認めず。</p>

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
10大革新的知的財産案件 No.8	著作権	杭州聚合網絡科技有限公司vs中国移動通信グループ浙江有限公司、浙江融創信息産業有限公司のコンピュータソフトウェア著作権侵害紛争上訴案件	浙江省高級人民法院(2013)浙知終字第289号民事判決書	宮原貴洋 (啓源国際特許商標事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト開発委託契約が書面で締結されていなくても、受託者が既に主な義務を履行しており、かつ委託者がそれを受け入れているときには、当該契約は成立することを示した。 ・委託に基づき制作されたソフトウェアの著作権が受託者に属し、委受託者双方がその使用範囲を約束していない場合、委託者が当該ソフトウェアを使用できる範囲は、創作委託の目的の範囲内であることを確認した。
10大革新的知的財産案件 No.10	著作権	張俊雄による著作権侵害罪案件	上海市普陀区人民法院(2013)普刑(知)初字第11号刑事判決書	川上仙智 (兄弟(中国)商業有限公司)	いわゆる「リンク」に関わる行為に対して、行為全体の目的、性質、主観状態、情状等の複数の要因を考慮した総合的な判断を行い、著作権侵害の正犯として、刑事罰を課す判断を下した。
50の典型的知的財産案件 No.1	発明特許権	張晶廷vs衡水子牙河建築工程有限公司らの発明専利権侵害紛争提審案件	最高人民法院(2012)民提字第125号民事判決書	ミツイツショウ (株式会社安川電機)	<ul style="list-style-type: none"> ・《中华人民共和国民事诉讼法》(2012年修正)、《中华人民共和国专利法》(2000年修正)、《中华人民共和国专利法》(2008年修正)、《最高人民法院关于审理侵犯专利纠纷案件适用法律若干问题的解释》に基づいて、被告が原告の特許を侵害していると認定された ・裁判官が法定の自由裁量権の範囲で、法定賠償額を認定する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 損失した利益 ② 原告側が他社に対する要求したライセンス費用

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
50の典型的知的財産案件 No.2	発明特許権	範俊傑vs億辰公司の専利権侵害紛争提審案件	最高人民法院(2013)民提字第23号民事判決書	藤本雅則 (鐘化企業管理(上海)有限公司)	<ul style="list-style-type: none"> ・専利権者が他人に専利図面を提供して押し広めることは、必ずしも他人にその専利の実施を許諾する意思表示にあたらぬ。 ・契約書の図面に従って製品を提供し、その製品が他人の専利の保護範囲に属することを知らなかったとしても、専利法第十一条の規定により、専利権侵害になる。
50の典型的知的財産案件 No.3	意匠特許権	広東雅潔五金有限公司vs楊建忠、蘆炳仙の意匠専利権侵害紛争提審案件	最高人民法院(2013)民提字第187号民事判決書	周婷 (IP FORWARD法律特許事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 権利侵害品に付された商標から確認された商標権者情報は権利侵害品製造業者の推定にかかる1つの重要考慮要素である 2. 訴訟進行中、製造業者が判明したとしても、被告(販売業者)は仕入元を証明できる十分な証拠を提出していない限り、同抗弁は成立せず、賠償責任を負うべき
50の典型的知的財産案件 No.4	意匠特許権	洛陽晨諾電気有限公司vs天津威科真空スイッチ有限公司、張春江、天津市智合電器有限公司の意匠専利権侵害紛争提審案件	最高人民法院(2014)民提字第193号民事判決書	奈良橋一也 (日立(中国)有限公司)	<p>極柱式コンタクタ、遮断器のような種類の製品にとって、<u>製品全体が同じ大きさの極柱及び類似の立方体の筐体によって組み合わされるのが通常のデザインであり、且つ、その機能の影響を受け、極柱体の表現には、いずれも突起の波紋を有する。したがって、訴えられた権利侵害デザインと案件にかかる意匠が上述の面における共通点は、製品の全体的な視覚効果に顕著な影響を生じさせることがなく、当該種類の製品に顕著な影響を有するのは、極柱区及び筐体の具体的なデザインであるべきであり、これも当該種類の製品が通常デザインし、変化する部分でもある。</u>本院が判明した事実から見ると、複数の点で違いが存在し、これら具体的なデザインにおける違いは、両者の全体的な視覚効果に顕著な影響を生じるに足り、当該デザイン製品の通常の消費者が両者を区別することができ、よって、訴えられた権利侵害デザインと案件にかかる意匠とは、同一でもなく類似でもない。</p>

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
50の典型的知的財産案件 No.5	発明特許権	欧瑞康紡績有限及び両合公司vs北京中麗製機化織工程技術有限公司、北京中麗製機工程技術有限公司、広州翔盛紡績有限公司の発明専利権侵害紛争上訴案件	浙江省高級人民法院(2012)浙知終字第331号民事判決書	石丸幹朗 (ソニー(中国)有限公司)	<ul style="list-style-type: none"> ・係争特許について機能的クレームであるとして当事者からの主張、裁判官からの認定がされていないが、機能的表現に係る部分については、明細書を厳密に参酌して(かなり狭く)クレーム解釈されている。 ・中級審の司法鑑定後に、高級審において「現場検証」という手続きをとった上で、侵害/非侵害の認定を行っている。(新たな証拠として採用されている。)
50の典型的知的財産案件 No.6	報奨	湖北工業大学職務技術成果完成者奨励、報酬をめぐる紛争上訴案件	湖北省高級人民法院(2014)鄂民三終字第109号民事判決書	王曄旻 (オムロン(中国)有限公司上海分公司)	<ul style="list-style-type: none"> ・職務技術成果完成者の所属単位が制定する奨励・報酬実施方法に関する内部書類/書面であっても、職務に関する収益分配を確定する政策・根拠と見なすことができる。その書類/書面にある規定を守るべきである。 ・株主の権利が職務技術成果の奨励・報酬に含められるとの所属単位の明文や規定があれば、それに従って、株主の権利の割増(股权溢价)による収益を受ける権利が当該職務技術成果の完成者にあると認められた。
50の典型的知的財産案件 No.7	意匠特許権	蔡紹基vs温瀚泉の意匠専利権侵害紛争上訴案件	広東省高級人民法院(2014)粵高法民三終字第37号民事判決書	奈良橋一也 (日立(中国)有限公司)	<p>訴えられた権利侵害製品「加湿器」と本件意匠の形状と基本的に同一であるが、本案缶身の図案が当該加湿器製品の表面において占める面積が最も大きく、かつ三つの訴えられた権利侵害製品の缶身の図案と案件にかかる意匠の缶身の図案とは、内容、スタイル及び表現するイメージの各方面においていずれも明白な違いが存在する特殊な事情が存在するため、一方的に形状の要素を強調すべきものではない。比較を経て、通常の消費者の知識レベル及び認知能力から総合的に判断を行った場合、両者の全体的な視覚効果に実質的な相違が存在すると認定できる。</p>

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
50の典型的知的財産案件 No.8	発明特許権	フランスSEB社vs 広東旗峰公司の 発明専利権侵害 紛争上訴案件	広東省高級人民 法院(2013)粵 高法民三終字第 279号民事判決 書	石丸幹朗 (ソニー(中国)有 限公司)	係争特許が機能的クレームとして認定された際、 機能的表現に係る部分については、 明細書を厳密に参酌して(かなり狭く)文言解釈を行い、 それ以外の部分については、原則通り、クレームの文言 のみに基づいて合理的に解釈している。
50の典型的知的財産案件 No.9	意匠特許権	惠州強宏達プラ スチック用品有 限公司vs汎爵投 資有限公司の意 匠専利権侵害紛 争上訴案件	広東省高級人民 法院(2014)粵 高法民三終字第 513号民事判決 書	工藤猛司 (矢崎(中国)投資 有限公司)	<u>中国大陸外のウェブサイト上の販売申し出行為につい ての権利侵害有無</u> ・事件に関わるウェブサイトの所有者は境外の企業で、 ウェブサイトが英文で、いかなる中国語の内容が無く、ド メイン名も".cn"など特別な中国地区のキャラクターマ ークを含んでいない。以上の原因を総合し、ウェブサイトの 宣伝、展示行為は中国大陸市場に対して作り出したと 確定することはできない。中国大陸地区における事実上 このウェブサイトに関心を持つ人がいるかどうかは、当 案が販売申し出地域範囲への認定に直接な影響を及 ぼさない。
50の典型的知的財産案件 No.10	著作権	張曉燕vs雷献和、 趙琪、山東愛書 人音像圖書有限 公司の著作権侵 害紛争再審申請 案件	最高人民法院(2 013)民申字第1 049号民事裁定 書	本橋たえ子 (IP FORWARD法 律特許事務所)	著作権法が保護するのは、作品中、作者の独創性ある 表現、すなわち、思想または感情の表現形式であって、 作品において反映される思想または感情それ自体では ない

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
50の典型的知的財産案件 No.11	著作権	華蓋創意(北京)画像技術有限公司vsハルピン正林ソフトウェア開発有限公司の著作権侵害紛争提審案件	最高人民法院(2014)民提字第57号民事判決書	王曄旻 (オムロン(中国)有限公司上海分公司)	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権は創作完成時に自動的に生じる特徴があり、特許権・商標権など審査や開示というプロセスがないため、行政部門が発行する証明書類だけに基づき権利主張することができない。 ・華蓋サイトでの画像掲載とオンライン販売は、公衆に対する公開の一種であり、サイト上の権利声明と透かしは署名と見なされることができるので、反証がなければ、著作物帰属の初歩証拠となり、著作権を有する証明になる。
50の典型的知的財産案件 No.13	著作権	アップル社vs麦家の情報ネットワーク伝播権侵害紛争上訴案件	北京市高級人民法院(2013)高民終字第2619号民事判決書	何珊妹 (パナソニックチャイナエコソリューションズ社)	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク経営者は、提供したサービスより直接に利益を獲得する場合、管理の責任を問われます。「知るべき」と認定された場合、第三者権利侵害者と連帯的な責任を負わなければならない。 ・ネットワークサービス提供者は、第三者の権利侵害行為に関して、注意義務を負うべきであり、更に、削除、遮断など合理的な措置を採取しなかった場合、主観的な過失がある、権利侵害幫助とみなされ、権利侵害者と認定された。
50の典型的知的財産案件 No.19	著作権	中国電信股份有限公司深セン支社vs樂視網信息技术(北京)股份有限公司らの情報ネットワーク伝播権侵害紛争上訴案件	広東省深セン市中级人民法院(2014)深中法知民終字第328号民事判決書	谷口由記 (共栄法律事務所)	<p>原判決の判断</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被告が公証書に異議を唱えたが、法院は公証書を適法な証拠保 全と認めた。 2. 被告はIPTV業務性質を根拠に法律適用の誤りを主張したが、法院は支持しなかった。 3. 司法解釈による技術提供だけのネットワークサービスではなく、共同権利侵害を認めた。 ⇒ 上訴人らの上訴を棄却する。

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
50の典型的知的財産案件 No.23	商標権	浙江喜盈門ビール有限公司vsアンハイザー・ブッシュ・インベブ(中国)販売有限公司らの商標権侵害紛争案件	最高人民法院(2014)民申字第1182号民事裁定书	徐波 (セブンシーズIPコンサルティング上海)	<p>酒瓶の回収・再利用はクリーンエネルギー及びリサイクル経済という国家政策に合致しているが、当該使用行為は他人の商標権又はその他の合法的権利を侵害しないよう注意を払うべき。</p> <p>1 酒瓶に刻印された文字(「百威英博」又は「百威英博専用瓶」)は、「商標的使用」に該当するか否か ⇒ 該当</p> <p>2 他人の商標が付された酒瓶を回収・再利用するのは、合理的使用に該当するか否か ⇒ 不該当</p> <p>3 前記酒瓶を使用するのは、商品(ビール)出所の混同を生じさせるか否か ⇒ 出所混同が生じる</p>
50の典型的知的財産案件 No.26	商標権	NBA Properties, Inc. vs特易购商業(青島)有限公司の商標権侵害紛争上訴案件	山東省高級人民法院(2014)魯民三終字第143号民事判決書	宮原貴洋 (啓源国際特許商標事務所)	<p>・商標法第56条第3項に関し、次の観点から、被告には主観的過失があり、関連商品が侵害品であることを知らないという主張は成立しないと判断。</p> <p>①原告商標の知名度 ②被告によるブランド認識の能力 ③被告による実際の管理状況</p> <p>・裁判官が法定の自由裁量権の範囲で、法定賠償額を認定することを是認。</p> <p>①原告商標の名声 ②被告の主観的悪意の程度 ③原告が権利保護に要した合理的費用</p>

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
50の典型的知的財産案件 No.27	商標権	拉芳家化股份有限公司vs濰坊雨潔消毒用品有限公司の商標権侵害紛争案件	山東省濰坊市中級人民法院(2014)濰知初字第341号民事判決書	徐波 (セブンシーズIPコンサルティング上海)	<p>1 三つの商標(原告商標、被告商標、第三者商標)が同時に存在する場合、 雨潔公司の使用行為は、拉芳公司の商標権侵害を構成するか否か ⇒ 侵害構成</p> <p>2 雨潔公司がその製品包装、ウェブサイトにおいて文字「雨潔」を目立つように使用し、かつ雨潔公司が企業名称において拉芳公司の登録商標に含まれる文字「雨潔」を使用することは不正競争を構成するか否か ⇒ 不正競争を構成しない</p>
50の典型的知的財産案件 No.28	独占禁止法	娄丙林vs北京市水産卸売産業協会の独占紛争上訴案件	北京市高級人民法院(2013)高民終字第4325号民事判決書	川上仙智 (兄弟(中国)商業有限公司)	水平的協定(特に価格カルテル)において、行為の違法性の認定基準(合理の原則)をより明確にしたものであり、企業側のコンプライアンス経営にとっても指針となるものである。
50の典型的知的財産案件 No.29	商標権 不正競争	ディア社vs九方泰禾国際重工(青島)股份有限公司らの商標権侵害・不正競争上訴案件	北京市高級人民法院(2014)高民終字第382号民事判決書	中村崇諒 (コニカミノルタ(中国)投資有限公司)	<p>中国初の色彩組み合わせ商標の侵害事件であり、色彩組み合わせ商標の利用価値を示した判例である。</p> <p>(1)ディア社が有する商標を、色彩組み合わせ商標と認定できるか否か⇒認定できる</p> <p>(2)九方社の製品はディア社の商標権侵害を構成するか否か⇒構成する</p>

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
50の典型的知的財産案件 No.32	商標権 不正競争	パロット貿易(深セン)有限公司 vs 上海パロット国際貿易有限公司、仇剛の商標権侵害・不正競争紛争案件	上海市浦東新区人民法院(2013)浦民三(知)初字第483号民事判決書	ミツイツショウ (株式会社安川電機)	<p>・《中华人民共和国侵权责任法》、《中华人民共和国商标法》、《中华人民共和国反不正当竞争法》、《中华人民共和国商标法实施条例》、《最高人民法院关于审理商标民事纠纷案件适用法律若干问题的解释》、《最高人民法院关于审理不正当竞争民事案件应用法律若干问题的解释》に基づいて、被告1と2が原告の商標権を侵害している、そして不正競争故意があったと認定され、今後は被告1と2原告が所有している三つの商標を使うことができない、「派若特」を使うこともできない、そして40万元を賠償するという判決</p> <p>・裁判官が法定の自由裁量権の範囲で、法定賠償額を決めた</p> <p>① 原告の知名度</p> <p>② 原告が権利保護(公証費用、弁護士費用など)に対して支給する費用</p>
50の典型的知的財産案件 No.36	商標権 不正競争	浙江正泰電器股份有限公司 vs 四川正泰電力電器セット有限公司の商標権侵害・不正競争紛争上訴案件	四川省高級人民法院(2014)川知民終字第5号民事判決書	何珊妹 (パナソニックチャイナエコソリューションズ社)	<p>「浙江正泰」: 1997年に設立、1998年に商標登録、1999年に中国馳名商標認定。</p> <p>「四川正泰」: 2004年に設立され、製品に「四川正泰」、看板、店舗の広告看板などに「正泰」、「四川正泰」、「四川正泰システム」等を表示。</p> <p>①「四川正泰」は「正泰」を企業名称として登録したことは、明らかに他人の知名度及び商標信用を利用してビジネスを展開する意図がある、特別な説明ができない限り、主観的な悪意があると認定。</p> <p>②他人の先行登録商標を企業名称として登録し、関連公衆が製品の製造・販売の来源或いは商標権利者である特定の関連性を混淆・誤認を招致する場合、登録商標の識別機能を破壊し、登録商標専用権を侵害したと認定。</p>

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
50の典型的知的財産案件 No.42	発明特許権	スペリア株式会社 vs 中華人民共和国国家知識産権局專利復審委員會の專利無効行政紛争再審申請案件	最高人民法院 (2014)知行字第84号行政裁定書	羅蘭 (コニカミノルタ(中国)投資有限公司)	再審申請者のスペリア公司VS被申請者の專利審判委員會、第一審第三者の史天蕾の發明專利權無効行政紛争案件【(2014)知行字第84号】において、最高人民法院は、次のように判断した。請求項が進歩性を有するかどうかを判断するとき、その選択したすうち範囲が従来技術と比べて予想できない技術効果を得ているかを考慮すべきである。
50の典型的知的財産案件 No.43	実用新案特許権	国家知識産権局專利復審委員會vs王偉耀、福田雷沃国際重工股份有限公司の實用新案專利權無効行政紛争再審申請案件	最高人民法院 (2013)知行字第92号行政裁定書	亀原博 (尼康映像儀器銷售(中国)有限公司)	專利復審委員會が職権で審査できる範囲について判断した。 ・專利復審委員會が、請求人が放棄した証拠を導入し、さらに請求人が提出していない証拠の組み合わせ方式を導入することは、審査指南が規定する職権審査可能な範囲を超えている。專利復審委員會が、自主的に証拠を導入し、審査を行い本專利が無効と宣告することは、相応しい法律的根拠を欠いている。
年度報告概要 No.1	発明特許権	自由位移公司与被申請人英才公司、健达公司侵害发明专利权纠纷案	最高人民法院 (2014)民申字第497号	中村崇諒 (コニカミノルタ(中国)投資有限公司)	(1)オープンクレームにおける不定冠詞の解釈 「包括・・・一个」を『1又は複数』と解釈すべきとの再審請求人の主張を支持することはできない。具体的には、対象專利において、説明書及び図面で『複数』に関する実施例が公開されていないばかりか、『複数』と解釈することで技術特徴間に矛盾が発生してしまう。 (2)独立請求項と従属請求項の保護範囲の解釈 通常状況下、異なる請求項は異なる保護範囲を有すると推定すべきである。しかし、機械的に解釈の違いを判断すべきではない。 本件においては、同一方案において異なる技術用語を用い、異なる表現方法で限定しているが、独立請求項の「一个繩索」と従属請求項の「单根繩索」はただ単に表現上の違いがあるにすぎない。

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
年度報告 概要 No.2	実用新案特 許権	摩的露可厂与 被申请人固坚 公司侵害实用 新型专利权纠 纷案	最高人民法院 (2013)民提字第 113号	金海娟 (松下電器研究開 発(蘇州)有限公 司)	<p>・権利要求を解釈する時に、権利者が作った技術用語に対して、普通は、クレームまたは明細書の定義又は解釈に従うが、クレームまたは明細書において、その定義又は解釈が不明の場合に、当該クレーム、明細書、或は図面に記載の背景技術、発明目的、技術効果などの内容を参考して、当該技術用語の構造、作用効果を明確した上で、この者の全体技術法案における意味を確定すべき。</p>
年度報告 概要 No.2	実用新案特 許権	摩的露可厂与 被申请人固坚 公司侵害实用 新型专利权纠 纷案	最高人民法院 (2013)民提字第 113号	王瑩瑩 (日産(中国)投資 有限公司)	<p>■ 要旨部分： クレームにおける「造語」に関する解釈の規則 一般的には、明細書における定義または解釈に基づいて解釈すること。当該定義や解釈が欠如する場合、クレーム、明細書、図面に記載される背景、目的、技術効果などの内容に合わせて、当該技術用語の動作方式、機能、効果を究明し、全体の技術方案における意味を確定すべきであること。</p> <p>■ 主要な争点： ① クレーム 1 における「伸縮連動器」という技術特徴の解釈。 ② 被疑侵害製品は、クレームの保護範囲に含まれるかとのこと。</p>
年度報告 概要 No.5	意匠特許権	长城公司与被 申请人陈纯彬、 原审被告民生 公司侵害外观 设计专利权纠 纷案	最高人民法院 (2014)民申字第 438号	高岳 (爱普生(中国)有 限公司)	<p>・意匠権と意匠権に視覚変化を付けた製品との侵害比較時において、一般消費者から見て、その局部の変化は実質的な差異にならなく、且つそれをもって侵害製品と区別できないなら、同じ或いは近似設計でない抗弁理由にならない。</p> <p>・意匠権の侵害比較時において、同じ或いは近似と判断された場合において、意匠権設計に余分な図案を加えたとしても、非侵害の抗弁理由にならない。</p>

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
年度報告概要 No.7	発明特許権	专利复审委员会与被申请人德国赛公司发明专利申请驳回复审行政纠纷案	最高人民法院(2014)知行字第2号	工藤猛司(矢崎(中国)投资有限公司)	<ol style="list-style-type: none"> 《特許審査指南》に挙げた初歩審査段階における“明らかな実質性欠陥”は創造性にまで拡大解釈するべきではない。 《特許審査指南》により、特許復審委員会は一般的には却下決定に基づく理由と証拠のみに対し審査を行い、また、当事者が請求した範囲や提出した理由、証拠の制限を考慮せず、関係する理由と証拠について職権に従って審査できるが、(1)却下決定を下す前に既に申請者に告知したその他の理由及びその証拠を却下する為に十分使える欠陥；(2)却下決定に指摘していない明らかな実質性の欠陥、あるいは却下決定に指摘していた欠陥の性質と一致した欠陥がある場合に限る。
年度報告概要 No.15	発明特許権	理邦公司与被申请人专利复审委员会、第三人迈瑞公司发明专利权无效行政纠纷案	最高人民法院(2014)知行字第6号	羅蘭(コニカミノルタ(中国)投资有限公司)	再審申請人のEDAN公司VS被申請者の專利審判委員會、第三者のMindray公司(迈瑞公司)の発明專利權無効行政紛争案件【(2014)知行字第6号】において、最高人民法院は、次のように判断した。発明の実際に解決しようとする技術課題は、最も近似する従来技術との比較を通じて確定されるもので、その背景技術の記載を根拠とするべきではない。

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
<p>年度報告 概要 No.23</p>	<p>商標権</p>	<p>雀巢公司与被申请人味事达公司、商标评审委员会商标争议行政纠纷案</p>	<p>最高人民法院 (2014)知行字第21号</p>	<p>易強 (本田技研工業(中国)投資有限公司)</p>	<p>最高裁意見 1、商標は設計上の固有な独特性≠商標としての顕著性 2、係争商標は使用上の顕著性もない 裁判所判断理由(概要) ①ネスレ社の立体商標が中国で商標登録される前に、中国大陸地区では多くの醤油生産企業により包装物としてすでに使用されており、商標そのものが有する顕著性が弱い。 ②味事達公司是、同社がネスレ社の登録商標出願前に、中国国内において当該標識を醤油の包装物として使用していたことを証明する大量の証拠を挙げている。 ③味事達公司是、その使用している褐色の四角い瓶の胴の部分、対称となる表裏両面のいずれにも、立体的に出っ張る形で味事達公司的「味事達Master」商標を目立つように示し、ラベルにも「味事達Master」商標、製品の名称「味極鮮醤油」、生産企業の名称、住所、製品紹介等の情報を明記し、「味事達Master」商標は馳名商標として認定されたこと等からすると、消費者が、味事達公司的被疑侵害商品の出所について誤認し、又はその出所がネスレ社の登録商標の商品と特定の関係を有すると考えることはありえない。</p>

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
年度報告 概要 No.24	商標権	雷博公司与被申请人商标评审委员会、家园公司商标争议行政纠纷案	最高人民法院 (2014)行提字第3号	谷口由記 (共栄法律事務所)	<p>1. 事実認定の誤り 係争商標が雷博有限公司の商標と証明できないとの商標評審委員会、第1審、第2審の事実認定は誤りである。 ①愛徳華・雷門(edwardelehman)と博楊(russelbrown)が雷博有限公司の創設、係争商標の登録・譲渡につき協議した事実を認定。 ②愛徳華・雷門(edwardelehman)と博楊(russelbrown)が2001.11.16に係争商標につき交渉を行った事実を認定 ③譲渡承諾は出願行為の認可との認定は誤り。 ④15条違反がある。41条1項違反は認められない。</p> <p>2. 法律適用の誤り 商標法15条の適用には被代理人又は被代表者が係争商標と同一又は類似の標識を先行使用したことを条件とすることは法律適用の誤りである。</p>
年度報告 概要 No.25	商標権	高文新与被申请人戴比尔斯公司、商标评审委员会商标争议行政纠纷案	最高人民法院 (2014)知行字第49号	亀原博 (尼康映像儀器銷售(中国)有限公司)	<p>・中文商標と英文商標の類似の判断基準を示した。 ①英文商標に対する関連する公衆の英語能力 ②中文商標と英文商標に含まれる意味の関連性又は対応性 ③引用商標の知名度と顕著性 ④係争商標の実際の使用状況 ・本件は上記基準で判断し、中文商標と英文商標の類似を認めた。</p>

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
年度報告概要 No.26	商標権	苏州稻香村公司与被申请人商标评审委员会、一审第三人北京稻香村公司商标异议复审行政纠纷案	最高人民法院(2014)知行字第85号	馬場崇智 (富士ゼロックス(中国))	異議申請された商標を登録させるべきかどうか審査・判断する際、出願者から商号及び在先商標の延長であることが主張されたときは、商標法の規定に基づくだけでなく、各種要素を考慮し、なるべく両社のビジネス標識の境目をはっきりさせ、公平且つ合理的に裁判を下すべきであること、および、各種要素として3つの観点を示した。
年度報告概要 No.28	商標権	帕克无形资产有限责任公司(以下简称帕克公司)与被申请人商标评审委员会、一审第三人戴均欢商标异议复审行政纠纷案	最高人民法院(2014)行提字第9号	馬場崇智 (富士ゼロックス(中国))	商標法31条の「商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。」(旧法;2001/10/27公布)における「先に存在する他人の権利」には、中国大陸で一定の市場知名度がある企業名称の商号も含まれる、ことを示した。
14件の典型的な知財案件 No.3	商標権	开滦(集团)有限责任公司诉商标评审委员会、第三人张宏彬商标权无效宣告请求行政纠纷案	北京知识产权法院 (2014)京知行初字第193号	王瑩瑩 (日産(中国)投資有限公司)	係争商標「开滦」の登録は修正前の《商標法》第31条の規定を違反するかである。 修正前の《商標法》第31条(改正後の第32条に相当) 商標の登録出願は、先に存在する他人の権利を侵害してはならない。他人が既に使用し一定の影響のある商標を不正な手段で先駆けて登録出願してはならない。
14件の典型的な知財案件 No.6	不正競争	北京爱奇艺科技有限公司诉北京极科极客科技有限公司不正当竞争纠纷案	北京知识产权法院 (2014)京知民初字第79号	金海娟 (松下電器研究開発(蘇州)有限公司)	・ネット環境に関係する競争紛争は激しくなる傾向で、新たな不正競争の行為は多発する現在、法律の定性は難しい。裁判所は、ネット経営者の主観悪意、被告行為の他人合法経営モデルに対する侵害、消費者最終利益への影響などの分析に通じ、被告行為を不正競争に当たると認定する。本判決は、ネット環境に関係する競争関係の認定及び競争行為の正当性の判断について、ある程度の指導意義を持つ。

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当者	判決の要旨等
14件の典型的な知財案件 No.8	商標権	勃贝雷有限公司诉陈凯、鲁秋敏侵害商标权纠纷案	上海知识产权法院(2015)沪知民终字第6号	尤艶春 (パイオニア株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事手続の持続は訴訟提起と同等に、訴訟時効中断に効力がある事由とする。 ・刑事判決書の効力が発生しだい、中断事由が排除され、訴訟時効は改めて起算する。 ・賠償額に関しては、権利者にもたらした損害につき計算する。または、権利侵害者が権利侵害期間において権利侵害により取得した利益と計算する。 ・侵害行為が持続状態において、権利者が侵害行為を知ってから2年を経て起訴する場合、賠償額は起訴した日より2年を遡った日から計算する。
14件の典型的な知財案件 No.10	著作権	上海帕弗洛文化用品有限公司诉上海艺想文化用品有限公司等侵害著作权纠纷上诉案	上海知识产权法院(2015)沪知民终字第14号	尤艶春 (パイオニア株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの構成要素は個別的に公有領域にあるものと見えるが、設計者により各要素を数字化の上、簡単な陳列ではなく、特定に組合せたことで、独特な構想が表現されるので、著作物の独創性が有する。 ・損失賠償額について、侵害損失または違法所得に関する証拠を提供しない場合、作品の種類、創作の難易度、侵害行為の性質、侵害者の主観過失などの要素を考慮して適宜に損失の金額を確定する。
14件の典型的な知財案件 No.12	商標権	香奈儿股份有限公司诉文大香、广州凯旋大酒店有限公司等侵害商标权纠纷案	広州知識産権法院(2015)粵知法商民終字第9号	本橋たえ子 (IP FORWARD法律特許事務所)	<p>係争商標の知名度や、契約に表示された店舗賃貸人と店舗との特殊な関係等の要素を総合的に考慮すると、店舗賃貸人が店舗による商標権侵害行為を放任した行為は、侵害の幫助を構成し、侵害品販売者と連帯賠償責任を負担すべきである。</p>